

## 示談書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。)  
は、乙と甲の配偶者である\_\_\_\_\_ (以下、「丙」という。)の不貞行為につい  
て、以下のとおり合意した。

### 第1条(不貞行為)

- 乙は、甲に対し、丙との間で\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月  
までの間、甲の配偶者である丙と不貞関係にあったこと(以下、「本件不貞行為」と  
いう。)を認める。
- 乙は、甲に対し、本件不貞行為によって、甲の婚姻共同生活の平和を維持する権  
利を侵害し、甲に対して精神的苦痛を与えたことを認めるとともに、これについて深  
く謝罪する。

### 第2条(慰謝料)

乙は、甲に対し、本件不貞行為に基づく慰謝料として金\_\_\_\_\_万円の支払い義  
務のあることを認め、令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日限り、甲の指定する下  
記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

### 記

銀行名 ○○銀行○○支店  
口座種別 普通  
口座番号 \_\_\_\_\_  
口座名義 \_\_\_\_\_

### 第3条(遅延損害金)

乙が前条の支払いを怠った場合、乙は、甲に対し、既払い金を除く残金及びこれに  
対する年\_\_\_\_\_ %の割合による遅延損害金を付加し、直ちに支払うものとする。

### 第4条(求償権の放棄)

- 乙が甲に対し第2条の支払いを行うことにより、乙が取得する乙の丙に対する求償  
権については、乙はこれを放棄し、丙に対して一切の請求をしないことを約する。
- 乙が前項に違反し丙に求償権を行使した場合、乙は、甲に対し、丙に対して請求  
した金額と同額を、直ちに支払うものとする。

### 第5条(接触禁止)

- 乙は、甲に対し、正当な理由なく、今後、メール、SNS、面会など手段の如何を問わ  
ず、丙と一切接触しないことを約束する。
- 乙が前項に違反し丙と接触した場合、乙は、甲に対し、違約金として1回あたり金  
\_\_\_\_\_万円を、直ちに支払うものとする。
- 乙が甲との間で再度不貞行為に及んだ場合、乙は、甲に対し、違約金として1回あ  
たり金\_\_\_\_\_万円を、直ちに支払うものとする。

第6条(口外禁止)

甲及び乙は、本件不貞行為及び本件示談について互いに口外しない。

第7条(迷惑行為の禁止)

- 1 乙は、甲に対し、甲の居宅を訪問すること、甲の名誉を害すること、その他甲に不利益となる一切の行為を行わないことを約束する。
- 2 乙が前項に違反し甲に迷惑行為を行った場合、乙は、甲に対し、違約金として1回あたり金\_\_\_\_\_万円を、直ちに支払うものとする。

第8条(清算条項)

甲及び乙は、本件不貞行為に関し、本示談書に定めるものの他には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

上記の合意内容を証するため、本示談書を2通作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

以上

令和 年 月 日

(甲)住所

氏名 ⑩

(乙)住所

氏名 ⑩